

どうなんの元気の素づくり



どうなんファンド

与那国まちづくり支援ファンド

『どうなんまちづくり活動支援助成金制度』

『どうなん活性化事業支援助成金制度』

を開始します

公募期間は以下の通りです。ふるってご応募ください。

公募期間：令和3年11月12日から令和3年11月26日まで

「どうなんまちづくり活動支援助成制度」および「どうなん活性化事業支援助成制度」は、以下のような特徴を持っています。

応募の手続きの内容などは、裏面を参照ください。

＝ 特徴 ＝

- 与那国町内の住民、企業が構成員となっている団体は、任意の団体であっても助成の対象となります。
- 活動実績は問いません。
- 「どうなんまちづくり活動支援助成制度」は上限20万円、「どうなん活性化事業支援助成金制度」は上限100万円までの助成を行います。
- 助成期間について、最長3年間継続可能。
- どうなんまちづくり活動を広くPRするため、活動プロセスや結果は、与那国町ウェブサイトで紹介します。

※注意：申請に伴う計画書につきまして3年以上の計画にてご提出下さい。

※注意：部分払い可能。ただし、必要書類（根拠資料等）を精査したのち可能とする。



与那国町
企画財政課

どうなんファンド 応募と内容について







与那国まちづくり支援ファンド

1. 応募資格

- ・与那国町内の住所を有する個人・企業が所属する団体
- ・どうなんのためのまちづくり活動の意欲・計画があり、実践できる団体（実績が無くても、具体的な計画があれば応募することができます）

2. 応募から活動報告まで

応募受付から助成そして活動結果報告までの一連の流れを以下に示します。

- ①「どうなんまちづくり事業」助成金交付申請書もしくは「どうなん活性化事業」助成金交付申請書の入手

- ②「どうなんまちづくり事業」助成金交付申請書もしくは「どうなん活性化事業」助成金交付申請書の記入

- ③「どうなんまちづくり事業」助成金交付申請書もしくは「どうなん活性化事業」助成金交付申請書の提出
(令和3年11月26日まで。提出先：与那国町企画財政課 商工観光係)

- ④助成対象団体の選定 (令和3年12月7日プレゼンテーション実施予定)

- ⑤助成対象団体への通知 (助成金は事業の実績報告書提出後に交付)

- ⑥「どうなんまちづくり事業」, 「どうなん活性化事業」の実施
(令和3年12月8日~令和4年3月30日)

- ⑦「どうなんまちづくり事業」, 「どうなん活性化事業」の活動実績報告と活動報告会の参加 (令和4年6月以降)

3. 問い合わせ先

与那国町企画財政課 担当：稲蔵

TEL:0980-87-3577 FAX:0980-87-2079

E-mail: sugisaku@town.yonaguni.okinawa.jp